

平成31年度 予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

我が国の現在の経済状況は9月の月例経済報告によると、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」とされている。

また、我が国の財政状況は、景気回復や消費税率引き上げにより税収は伸びているものの、少子高齢化対策の費用等により支出もかさみ、国と地方の長期債務残高は平成30年度末の見込みで約1,107兆円となっている。

地方においては、介護・医療・子育て支援や、老朽化が著しいインフラの更新など、地方公共団体が担うべき役割がますます重要となる中で、財政健全化に向けて、財源の確保や更なる行政改革に取り組むことが必要となる。

こうした中、本市では様々な財政健全化に取組み、平成26年度以降、市税の徴収強化に取り組んだ結果、25年度の市税全体の収納率は90.6%であったが、29年度には95.6%と5.0ポイント向上し、市税収入額についても、25年度の約891億円から29年度の約952億円へと、年間ベースでも約61億円の増収をみたところであり、現在、中核市の平均値を収納率の目標値としている。

特に、県から徴収を委託されている市県民税については、25年度の収納率が86.2%、県内順位で63団体中最下位であったところ、29年度には92.9%と6.7ポイント上昇した結果、4年間での収納額及び収納率の伸び率は県内で第一位、収納率の順位も28年度から60位に上げてきたところである。

ほかにも、市有地の積極的な売却により、財源を確保し、教育や環境などの施設整備基金の残高を増やすなど、財政の健全化を強力に推し進めてきた。

こうした取組みを通じて確保した財源を活用し、土地開発公社については、所謂、三セク債の発行のほか、土地の買い戻しをこれまで以上に推し進めた結果、同公社の借入金残高は、24年度末の約460億円から、29年度末の約128億円と、5年間で332億円の大幅圧縮を図るとともに、一般会

計、特別会計及び企業会計に、土地開発公社の借入金を加えた、所謂、市全体の借入金残高についても、24年度末の約2,790億円から29年度末の約2,685億円へと、5年間で約105億円の大幅削減を達成したところである。

さらにこの間、本市において長年の課題とされていた全小中学校への空調設置や、保育所定員の増員、三大プロジェクトについても事業の概ね半分を進捗させるなど、「川口の元気」を生み出す事業について、地方債の発行抑制を基本に事業を進めているところでもあり、必要な施策には積極的に予算化を図ってきた。

しかしながら、本市においても、他自治体同様、扶助費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費などの経常経費の伸びにより、財政構造の弾力性が徐々に失われており、「選ばれるまち川口」実現のためには、引き続き、市税等の徴収強化や効率的な予算編成と事業執行に取り組む必要がある。

このような財政状況の中、平成31年度の当初予算では、歳入見通しにおいて、市税は予算ベースで増額を見込むものの、歳出においては、新庁舎第一期棟完成に向けた建設費増のほか、児童福祉や障害福祉をはじめとする扶助費等の義務的経費の増や、施設・設備の老朽化対策に係る維持経費等の増が見込まれるが、真に必要な事業については積極的に引き続き予算化を図るため、より緻密な積算に基づいた予算編成を行わねばならない。

2 予算編成の基本方針

本市は、最上位計画である「第5次川口市総合計画」に基づき、諸施策を推し進め「人と産業が元気なまち」の実現を目指すとともに、「川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による具体的な施策を展開し、将来にわたり若い世代をはじめ、多くの人から選ばれるまちづくりを推進しているところである。

なかでも、3大プロジェクトである赤山歴史自然公園、川口市立高等学校、新庁舎の整備については、完成まで着実に事業を進捗させていかなければならない。

また、平成30年4月1日に中核市へ移行し、移譲された事務及び新たに進めている事務の執行について、60万人市民の目線にあった本市独自の施策を講じることも大切である。

近年、本市を取り巻く状況は大きく変化している。

産業構造は、これまでの農業、商業、工業に加え、市民生活に密接に関係する医療、介護、子育て、福祉関係などが増加し、幅広い業種が本市の経済を支えている。このことから、これら全ての産業を対象とした施策を充実させることで、関連する産業への波及効果を生み出し、市内経済の活性化に繋げていくことが必要である。

また、外国人住民は年々増加を続け、その数は3万5千人を超えて人口の5%を占めるまでとなり、県内一、政令市を除く市区町村で全国でも2番目に多い状況である。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生していく、いわゆる「多文化共生」の視点による施策がますます重要になっている。

これらの観点を念頭に置き、本市の最重要施策である「川口の元気づくり政策宣言43 ～第2ステージ～」に掲げる43の政策について、職員一人ひとりがスピード感を持って実行していくことで、具体的な成果を市民が実感できるよう全庁を挙げて取り組む必要がある。

以上のことを踏まえ、平成31年度予算編成の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 総合計画や実施計画の着実な推進及び政策宣言の実現を目指し、施策を確実に前進させ、政策宣言に位置付けられた重点的な政策課題については精力的に取り組むこと。
- (2) 中核市に移行して移譲された事務については、引き続き確実かつ円滑に執行できるよう事業経費を精査するとともに、3大プロジェクト関係経費の精査にも、遺漏のないように留意すること。
- (3) 地域経済の活性化や若い世代の定住促進などは、本市の元気なまちづくりに欠かせないことから、全庁的に次の視点を持って施策を充実し、「選ばれるまち」の実現に積極的に取り組むこと。
 - ア 市内事業者及び市産品の活用による市内経済好循環の創出
 - イ 若い世代の定住促進を図るため、子どもを安心して育てられるための施策等、ソフト・ハード両面においてライフサイクルに合った環境整備
 - ウ 外国人住民の多様性を活かし多文化共生を推進した、誰もが住みやすく安全安心なまちづくり
- (4) これまで継続的に実施してきた事業等についても、前例踏襲とせず、変

化に柔軟に対応するとともに、事業の目的やこれまでの成果を改めて確認したうえで、必要性、効率性、実効性などを再検証し、廃止を含め事業手法を根本から見直すこと。さらに市政全体を視野に入れ、部局間の相互連携に努め、行政資源の有効活用を図ること。

- (5) 公共施設等の改修等については、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の平準化に努めること。
- (6) 事業に要する財源は、自らが確保する意識を持ち、歳入の確保があつての歳出であることを常に念頭に、柔軟な発想による財源の発掘、獲得に積極的に取り組むこと。
- (7) 国の予算編成及び制度変更等、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ること。

3 予算の編成方法

平成31年度予算編成については、前述の予算編成の基本方針を前提にしたうえで、次の事項に留意して進めることとする。

(1) 枠配分対象経費及び査定対象経費による予算編成

平成30年度予算編成同様、全ての事業費を「枠配分対象経費」と「査定対象経費」に区分し、「枠配分対象経費」は、各部局へ一般財源を枠配分し、原則、査定は行わない。「査定対象経費」は、一事業ごとに査定を行い予算化する事業を決定する。

ア 枠配分対象経費

枠配分対象経費は、定例的な施設管理運営費、事務管理費等や政策的経費、投資的経費であっても定例的に実施している経費を対象とする。当該経費については、その事業の目的や効果を見極め、前例踏襲という固定観念を脱却し、ゼロベースの視点で徹底的な見直しを行い、各部局長を中心に部局単位で各部局に配分される一般財源と各部局に属する特定財源の範囲内になるよう経費を見積もり、枠配分を超える要求は認めない。

イ 査定対象経費

査定対象経費については、枠配分対象経費以外の事業経費とし、詳細

は以下のとおりとする。

- ・新規・拡充事業（臨時的な事業を含む）
- ・国等において制度改正が予定される事業
- ・事業費の増加率、増加額が大きいと見込まれる事業
- ・その他政策的、財政的に課題がある事業

なお、枠配分対象経費の枠配分額の残額を査定対象経費に充てることは認めない。

（２）事業経費の積算

ア 枠配分対象経費

枠配分対象経費については、平成30年度当初予算の各事業の枠配分額を基礎とし、平成31年度以降に想定することのできる増減要因を勘案し配分額を決定している。各部局に配分した枠配分対象経費の総額を超える経費の要求は受け付けない。

イ 査定対象経費

査定対象経費についても、枠配分対象経費同様、平成30年度当初予算の査定対象経費上限額を基礎とし、継続費等、平成31年度以降に想定することのできる増減要因を勘案した額を上限額とする。

なお、（３）に掲げる場合を除き、この上限額を超える経費の要求は受け付けない。

（３）査定対象経費に関する特別要求枠

次の各項目に合致するものについては、財政課と協議の上、各項目に定める範囲内で（２）イの査定対象上限額を超えて特別に要求することを認める。

ア 市内経済の活性化、若者世代・子育て世代の定住促進に明確かつ直接的に資すると認められる事業及び多文化共生に資する事業に限り、31年度査定対象経費の上限額の3%の範囲内で特別に要求することを認める。（原則として事業担当部門のみ）

イ 各部局において平成31年度から10年以内に財源確保のための方策を講じることについて方針決定を行った場合に、当該方策によって新たに財源として確保することができると認められる金額の範囲内で特別に

要求することを認める。

ウ 各部局において平成29年度に講じた行政改革の取り組みの効果額のうち財源として確実と認められる金額の範囲内で特別に要求することを認める。

エ 適法性や安全性を確保する観点から緊急の改修が必要なものとして方針決定を行った公共施設の改修に要する経費については、その所要額について特別に要求することを認める。

なお、上記アからエの部局配分額外要求にあたっては、要求することを可とするものであって、額については査定を実施するなかで決定する。

(4) 財源の確保及び歳出削減の取り組み等（財政規律の徹底「ペイアズユーゴーの原則」）

ア 新規・拡充事業に係る追加的経費の要求にあたっては、既存事業の廃止・見直し、財産の売却・活用、補助金の確保等により財源を確保するための努力を最大限行うこと。

イ 事務事業の実施にあたっては、あらゆる観点から徹底した内部努力を尽くし、新年度の予算要求段階や今後の予算執行段階で、歳出削減策を講じること。

(5) その他の事項

ア 市内経済の発展

予算の積算にあたっては、市内経済の発展のため、「川口市中小企業振興条例」及び「川口市産業振興指針」に基づき、地場産品等の積極的な活用を検討するなど、市内企業の育成と活性化を図るための予算編成に努めること。

イ 環境物品等の調達

「平成31年度川口市環境物品等の調達の推進に関する方針（平成31年度川口市グリーン購入方針）」に基づき、環境物品等の調達に配慮すること。

ウ 消費税

平成31年10月から消費税率及び地方消費税率が10%へ引上げら

れることに伴い、歳入における使用料、手数料等で条例改正を予定しているものについては、改正後の金額を踏まえて積算すること。歳出においては、当該経費の課税、非課税を確認の上、消費税が課税されるものについては、予算執行の時期を勘案し、引上げ前後の税率を考慮し、税率引上げに伴う経過措置の内容を確認した上で、適正な税率を積算すること。継続費、債務負担行為及び長期継続契約等においても税率の引上げを加味して積算すること。

エ 義務的経費

扶助費等の義務的経費については、法定分の著しい伸びが財政の硬直化の最大の原因となっている現状を踏まえ、法定分以外は、市の単独事業だけでなく、国・県の補助事業に市が追加で補助を実施している部分についても、聖域とすることなく見直すこと。

(6) 歳入

ア 市税

これまでの実績及び今後の社会経済情勢の動向を十分に注視し、市税負担の公平性を確保するため、課税客体の的確な把握と収納率の更なる向上に努めること。

イ 負担金・使用料・手数料

行政サービスに対するコスト意識を喚起し、受益者負担の適正化を図るため徹底した見直しを行うこととし、受益者が実費負担すべきものについて、安易に一般財源での充当等を行わないこと。

減免措置については、減免による歳入減を把握した上で、適正かつ妥当か否かを検討し、見直しを行うこと。

また、収納率の向上や滞納整理の促進に努めること。

積算にあたっては、決算額及び今年度の決算見込みと比較し、前年度実績等を勘案し、過大な積算をせず適切な歳入を計上すること。

ウ 国庫支出金・県支出金

国・県の補助金等については、既存の制度はもとより、国・県の動向等を十分に調査・把握し、新たな制度についての情報収集に努め、最新の交付基準等を用いること。

安易に補助制度に頼ることで、補助対象等を過大に見積り、後に歳入

欠陥が生じて一般財源で補てんすることのないよう留意することとし、規定の補助率に対し圧縮や上限設定等、減額が見込まれる制度については、前年度決算や今年度の内示、歳出との関連を勘案して積算すること。

なお、補助金を前提として予算を計上した事業については、補助金の廃止及び減額等が実施された場合は、財政課と直ちに協議の上、補助金額に即して事業の中止や縮小、予算の組み替えにより対応すること。

エ 市債

市債は3大プロジェクトの進捗、公共施設の耐震改修等に伴い長期的にも増加が見込まれ、後年度の公債費増による財政の硬直化の一因となる。

世代間の負担の公平性や適債性、また、事業費の内容について十分に精査し、補助金等他の財源も併せて検討を行ったうえで、活用を図ること。また、起債にあたっては地方交付税措置のある地方債を積極的に活用することを基本とし、交付税措置のない地方債は原則、発行しない。

(7) 歳出

ア 枠配分対象経費、査定対象経費を問わず、各節ごとの前年度決算の執行率を踏まえ、不用額を最小限にとどめるよう、より緻密な積算を行うこと。

イ 物件費（7節 賃金・9節 旅費・11節 需用費・13節 委託料など）

経常的な経費については、事務事業の洗い直しなどにより、経費の節減・合理化に最大限努力し、必要な経費かどうか検討を行うこと。

ウ 維持補修費（11節 需用費（建物等の修繕料）など）

施設の維持補修については、市民の安全確保を第一義とし、施設等の長期的・効率的運用のため、施設マネジメントの観点から、実施時期や規模、必要性等十分に検討し、計画的かつ効果的に行うこと。

エ 補助金等（19節 負担金・補助及び交付金など）

補助金等については、外郭団体に対するものを含め、これまでの経緯にとらわれることなく、更なる見直しを行うこと。

特に、補助金は、市として財政的援助を行う余裕のない中での支出となることを十分に認識の上、抑制基調を原則とし、補助率や補助枠の拡

大を行わないこと。また、終期を設定して定期的な見直しを行うと共に、補助目的を達成したもの、執行状況が低く効果が低下したものは、廃止や対象の見直し等を行うこと。

また、補助団体における決算状況を把握し、必要性が認められない剰余金を多額に計上している場合は、当該団体に対する補助金等の支出を取りやめること。特に外郭団体に対するものについては、引続き十分に精査を行うこと。

オ 投資的経費（15節 工事請負費の一部・17節 公有財産購入費など）

市単独の建設事業については、その必要性、適時性を十分に検討すること。

また、建設地方債の起債については、市全体として市債残高が増加していることから、起債額は公債費の元金償還額内を基本とすること。

なお、土地開発公社による新たな用地取得は認めない。

（8）特別会計・企業会計

ア 特別会計

一般会計と特別会計との負担区分の適正化を図るとともに債権の管理を適切に行い、上記の一般会計における趣旨と同様、歳出の節減・合理化を図った上で、歳入の不足を安易に一般会計からの繰入金に依存せず、使用料改定など会計内における財源の確保に努めること。

また、起債については、市全体として市債残高が増加していることから、起債額は公債費の元金償還額内を基本とすること。

イ 企業会計

組織、財務その他の事項について、公営企業としてのあるべき経営基準等に基づき見直しを行うとともに債権の管理を適切に行い、収支の見込みを的確に行った上、独立採算性を確保し、経営の健全化に努めること。

【参考】

○一般会計当初予算額

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26→30増減
当初予算額(億円)	1,732.3	1,761.8	1,862.2	1,916.2	1,892.1	159.8

○市税収納額と収納率（決算、5月31日現在）

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	25→29増減
市税収納額(億円)	890.9	913.4	918.0	938.5	952.2		61.3
市税収納率(%)	90.6	91.5	92.5	94.2	95.6		5.0

○市税収納額と収納率（当初予算）

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	25→30増減
市税収納額(億円)	856.6	878.6	902.9	913.6	917.5	943.3	86.7
市税収納率(%)	88.8	89.4	91.2	92.3	93.8	95.3	6.5

○全会計の地方債残高及び土地開発公社借入金残高（年度末残高、5月31日現在）

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	24→29増減
一般会計(億円)	1,201.2	1,456.9	1,465.8	1,424.7	1,430.7	1,484.6	283.4
特別会計(億円)	794.4	794.6	776.8	767.4	760.4	757.2	-37.2
企業会計(億円)	334.2	326.5	316.9	311.3	313.7	315.8	-18.4
土地開発公社(億円)	460.4	189.1	174.9	165.6	152.0	127.6	-332.8
市全体の借入金(億円)	2,790.2	2,767.1	2,734.4	2,669.0	2,656.8	2,685.2	-105.0